

下野国府と文字資料

田熊, 清彦 / TAKUMA, Kiyohiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

58

(開始ページ / Start Page)

12

(終了ページ / End Page)

19

(発行年 / Year)

2002-09-30

下野国府と文字資料

はじめに

栃木県栃木市に所在する古代の国府跡からは、さまざまな文字資料が出土している。この報告では、遺跡・遺構と文字資料がどのように関わるのかについて述べたい。また、文字資料を読み解くための関連遺跡や遺物について触れることとする。さらに、文化財としての資(史)料の保護について考えを進めることにしたい。

一 下野国府

国府は、栃木市の東方を南流する思川の右岸沖積低地に所在していた。調査前の国府景観のイメージは、言わば宮都の縮小型として復元推定されていた周防国衙のような遺

跡であった。しかし、発掘によって確認された政庁や官衙、倉庫、建物群の区画溝、道路跡などから想定された景観は、事前の予想を覆すものであった。その姿は、京のような方格地割(条坊)の中に役所建物が整然と配置されたものではなく、政庁を中心に他の役所群や道路、施設を区画する溝などを計画的に配置するものであった。

遺跡の年代は八世紀の前半から十世紀代に及び、政庁は四期の変遷を経ていた。

文字資料は、政庁Ⅰ～Ⅲ期に属するものが大部分であった。漆紙文書が八世紀後半(Ⅱ期)と九世紀後半から十世紀代(Ⅳ期)、木簡・文字瓦は八世紀代(Ⅰ・Ⅱ期)、墨書土器は八世紀～九世紀(Ⅱ～Ⅲ期)の資料とみなされた。資料の出土地区と遺構の概略は、つぎのとおりである。

田熊清彦

二 文字資料の主な出土地区と遺構

木簡は政庁に西隣する土坑群と政庁Ⅰ期の大規模な溝、墨書土器と文字瓦が政庁地区と国府城内、漆紙文書は政庁周辺の土坑とⅣ期官衙地区から出土している。

1 木簡・漆紙文書

木簡を出土した溝（Ⅰ期）は、政庁の前面を南西方に向い、約一町半（一六二メートル）の地点で南折する。幅は約六メートル。政庁造営期に開鑿されたものと考えられる。国府創建期からⅠ期にわたる遺跡の情報が読み取れる溝である。第七図木簡などが出土している。

政庁の西隣区（第五図）には、多数の土坑を確認している。これらの土坑の大部分は、Ⅱ期政庁焼失時の整地土で覆われていた。土坑（一八号）の最も古いものはⅠ期に掘りこまれているが、この土坑もⅡ期のゴミ穴と重複していた。

特に多量の木簡削屑が出土したのは、一一号、一三号、二三号土坑である。おそらく政庁地区で使用した木簡（削屑）をまとめて廃棄するために作られたゴミ穴であろう。漆紙文書は、一一号土坑などから出土しており、木簡と

の共伴資料でもある。文書は、漆付着面を内側に折り畳み整地土中に廃棄されていた。年紀を残す資料は、木簡と漆紙文書の廃棄までの経過を推察させる手掛かりとなる。木簡の出土状態は、削屑が密着重層した状況であった。資料水洗い後に接合した削屑もあり、一括して廃棄されたものであったことを窺わせる。

2 墨書土器

土器に墨書した資料は、国府内の各調査地区から出土している。木簡が遺存しにくい資料であり、良好な保存状態を保つことができる地区から確認される遺物であることに比べても、墨書土器が国府内で広範に使用されていたことは注意される。墨書土器は、使用地区と密接に関わった文字情報が記されている。

政庁地区からは「国厨、国厨水、塩屋（郡名）」、また政庁南方約三町（三二四メートル）の掘立柱塼で区画された地区からは国司の「介、介館」などが出土している。遺構の状況（建物群の配置や変遷）から推察される性格を補強する資料でもある。政庁の北方地区では、「池殿、葉升」と記された土器が出土している。十世紀代の土器である。

このような墨書土器が、何時ごろから使用されるように

なったのか、またどのような経過で使用されなくなっていたのか、廃棄時に特定の理由が見いだせるのか、墨書されていない膨大な量の出土土器との比較検討が求められる。

遺構群の性格が判明する機会が多い官衙の場合、墨書土器の分析とともに、出土遺構の精査は欠くことができない。

3 文字瓦

文字瓦は、主に瓦葺きの殿舎が推定される地区から出土している。瓦は堅緻硬質に焼き上げられているので、現在までよく遺存しており、したがって元々の使用場所を離れての出土も多い。

国府内で確実に瓦葺殿舎が造営されていたのは、政庁である。この地区から出土した文字瓦は、政庁Ⅱ期に使用されていたものである。この建物群の他では、倉庫群を確認した政庁北方地区や政庁の東方地区からも出土している。

文字の意味と国府の関係は薄いが、国内の造寺と文字瓦、ひいては造瓦とその生産体制を窺うことができる資料である。下野国府の建物に葺くために文字瓦が案出されたものではないと考えられる。

国府から出土する文字瓦は、国府や国府内の施設名を記録するものでもない。しかし、同種の文字瓦を多く使用する関連遺跡との比較資料としては、重要な位置を占める。

三 文字資料について

国府跡に見られる文字資料は、出土遺構の性格と密接に関係することはいうまでもないが、古代下野国の遺跡の理解を抜きにしては資料の全体像は把握できない。

そこで、文字資料のもつ二、三の特徴を指摘するとともに、下野国内の遺跡や遺物とどのように関わる資料とみなされるのかについて略述することにした。

1 木簡・漆紙文書

木簡の多くは、国内の物品の生産と収取、国府での管理に関わるものである。また、国府や国内で行われていた祭祀・寺院運営の状況を記録する木簡も認められる。

これまでの木簡研究では、文字の解釈に重点が置かれていたこともあり、木簡そのものを遺物として扱う方法の検討がややなおざりにされていた感がある。木簡の形態が分類された状態で研究は停滞していたとも言える。木簡には、多様な情報が含まれていたのである。

形態分類の段階では、木簡の資料としての報告の多くは代表的な木簡の実測図の提示と写真による報告にとどまっていた。

近年の研究は、木簡の製作から使用、廃棄にいたるまでの言わば「木簡のライフサイクル」を復元する方向に深められつつある。これにしたがって、木簡の報告も良好な遺存状態の資料図化に加えて、削屑に至るまで図示が果たされるようになった。研究成果の代表的な事例は、木簡廃棄時の折損、割截、切り取りなどの観察から文書としての木簡の使用・廃棄問題を究明した成果であり、また文字が記される場合が少ない木製品にまで注意（例、封緘木簡）が及ぼされるようになったことである。

国府出土の木簡の大部分は削屑であるが、廃棄時の削屑のほぼ全点を採取しているので、割截された木簡と削屑に見える墨書内容の違いの検討、削り手法による木簡作成・使用者（利き手の違いと削屑の形状の対応）の類推など新たに検討されなければならない課題が残されている。

木簡と遺跡の問題については、第七図に示した文書木簡を一例としてとりあげておこう。

この木簡は、平川南氏の研究により下野国都可（都賀）郷から藤一荷が国府に進められたこと、裏面には受取りの

後に返抄として木簡が利用され、廃棄されたものであること、さらには木簡は郡家を経由したものと推測されることから国府の近傍に都賀郡家の所在が類推されることなどが明らかにされた資料である。

この木簡の出土遺構は、国府の造営期から機能していたI期の溝であり、国府内で廃棄された資料である。

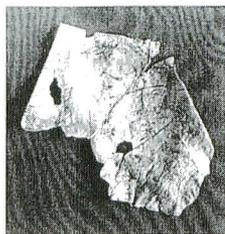
文字は、表面に大きく「都可□進藤一荷□」までが書かれ、裏面にやや萎縮した堅い運筆で「檢領□所返抄 郡雜器所申送」と墨書されている。器所の左側に墨線が見える。文字細部を眺めると、表面都可に続く文字は、これまで郷字と判読されてきたが、字形からは郡字と読める可能性が高い。裏面の墨線は、中央文字部分を避けて寄せられているので、文字記入後に書き入れられたものであることが分かる。

このように釈文を比定してみると、都賀郡から藤一荷が国府に宛てて送られたことになり、裏面には国府或いは郡家で藤が檢領され若しくは国府の藤所で檢領されたこと、また国府、或いは郡家のいずれかで返抄と書きとどめられたこと、さらには郡雜器所から国府にこの物品（木簡）が申送されたことと読み取れる。そして、最後に、合点様の墨線がほどこされたことになる。ここでは、二案の釈読解釈を

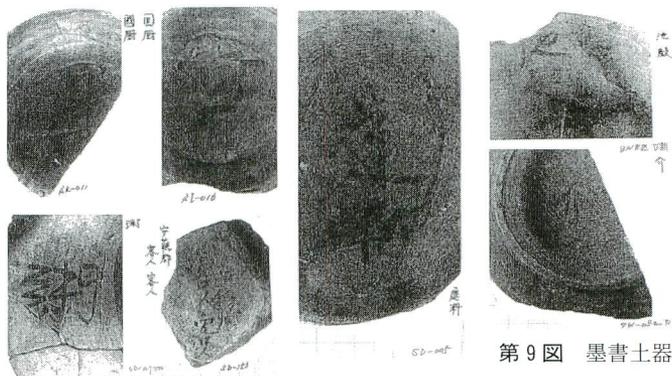
下野国府と文字資料(田熊)



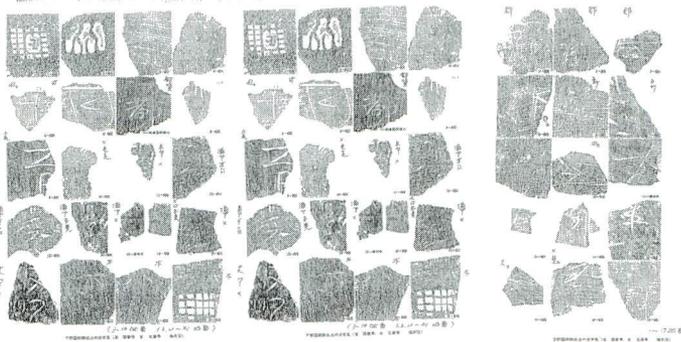
第8図 漆紙文書



第7図 木簡四二二三号



第9図 墨書土器



第10図 文字瓦

併記したが、説明の詳細は省かざるえない。

しかし、このように文意が読み取れるとすれば、少なくともこの木簡は、郡家で表面に送り状としての事書きにあたる文字が表記され、裏面には郡家或いは国府いずれかでの検領、返抄の経過が墨書されていたことになる。仮に、検領から返抄までが国府での墨書と読めば、表面と裏面下半の文字は郡家での記載であり、国府で藤一荷の勘検が行われ合点を付して、木簡を返抄としたことになる。この木簡は、国府で物品が受領されたので用済みとなり、国府内で廃棄されたと解釈することも可能であると考えてみた。

一枚の木簡ではあるが、郡家からの物品の進上とその経緯、及び国府での物品受納の状況を如実に示す好資料であり、木簡が作成されてから廃棄されるまでの推移が判明する貴重な遺品であることは疑いない。

漆紙文書と遺跡との関係についてであるが、第一に廃棄状況の検討からは、紙として使用された最終状況が窺えるのであり、土坑に捨てられるまでに政庁再建時に使用されていたことが推測されるのである。また、集落出土の漆紙文書と比較すれば、紙としてどのような種類の文書が官衙では利用されていたのか、集落にもたらされる紙（廃棄文書）の特徴は何かなど、文書の作成から廃棄、再利用まで

の検討に新しい視点が開かれるように思う。

2 文字 瓦

瓦に文字が残された資料が、いわゆる文字瓦である。文字を直接に瓦に刻字したもの、押印したもの、特定の文字を瓦叩き締め板に彫り込み押捺したものなどの種類がある。瓦への墨書や朱書の事例は割愛する。

瓦に記された文字は、瓦の製作工程で施されているので、瓦が使用された遺跡と造瓦所との両者の関係が明らかにされなければ、文字が記入された意義も解明することができない。

国府から出土している文字瓦は、二五六点である。記銘方法の違いによって数えれば、叩き具によって押捺されたもの一〇九点、印が五点、ヘラによって刻字されたもの一四二点であった。

国府跡出土の瓦類が約四万点であるので、文字瓦は1%にもみたくない。文字瓦の文字は、叩き具によるものが下野国分寺跡出土の資料と同類の寺名や郡名が押捺されたものであり、刻字瓦は茂原・上神主遺跡に同品がある。

文字瓦の年代は、国分寺跡類品が同寺のⅠⅡ期のもの、刻字瓦は国分寺創建期頃のものである。

下野国府の文字瓦を読むと、国府のために文字が記入されたのではなく、国分寺建立に際しての造瓦供給体制が国府への瓦貢納にも利用された結果、国府にその一部の文字瓦が進上されていたことが判る。

むすびにかえて

遺跡出土の文字資料は、関連遺跡や遺物の理解を通してより正確な積読が可能となる。さらには、遺跡景観も解釈の手助けとなる。資(史)料のみが文化財ではない。歴史遺産全体を見渡した、保護保存の思考が必要であろう。

(口頭報告で掲げた参考文献は割愛した。)